民法等一部改正法の施行に向けた取組の概要

令和７年１１月
法務省民事局

【民法等改正法の概要】

- 父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益を確保するため、父母の離婚後の子の養育に関する民法等の規定を改正するもの
- 令和６年５月成立・公布
  ➡ 令和８年４月１日施行
- その円滑な施行のためには、適切かつ十分な周知などの環境整備が必要

これまでの主な取組

- 関係府省庁等連絡会議の設置（連絡会議１回、幹事会５回実施）
- 改正法の概要を法務省ウェブサイトに掲載（随時更新予定）
- 改正法の周知広報用のパンフレット、ポスター等の配布
- 外国語版パンフレット（英語、フランス語）の作成（法務省ウェブサイトに掲載）
- 改正法の解説動画の公開
- 自治体や裁判所等の職員向け研修会等での説明（引き続き実施予定）
- 関係府省庁等による周知・広報への協力（随時）
- 令和６年度調査研究（法務省ウェブサイトに掲載）
  ①離婚後の子の養育計画
  ②養育費請求のための民事執行手続
- 法定養育費の額等を定める法務省令案の立案
  （令和７年９月４日～１０月３日パブリックコメント手続を実施）
- Ｑ＆Ａ形式の解説資料の作成
  ①民法編（令和７年６月３０日取りまとめ、同年８月２７日改訂）
  ②行政手続・支援編（令和７年８月２７日取りまとめ）

今後の主な取組予定

- 離婚に関するウェブサイト、追加のパンフレット等の作成
- 令和７年度調査研究
  ① 共同養育計画の作成促進
  ② 子の意見・意思の把握・反映
- パンフレット等による改正法の周知広報・支援ツール（アプリ等）の提供